

●支援方法 自分の遺産を寄付する

遺贈とは、「遺言」によってご自身の遺産の一部、またはすべてを相続人以外の特定の人や団体に無償で譲ることをいいます。そのうち、「寄付」として行われるものを「遺贈寄付」と呼び、ご自身の意思で想いを託す先を決定し、特定の活動の支援のために役立てることのできる寄付の形です。

受取人としてカウンセリングオフィス SARA をご指定いただければ、そのご遺志は、メンタルヘルスの問題を抱え日々苦悩している方々や、それを支えるご家族をはじめとする周囲の方々をも支援することができます。

遺贈寄付の流れ

1. 遺贈のご意思・遺贈先 及び 遺言執行者を決定する。
2. 遺言書の作成
3. 遺言書保管期間
4. 遺言書の開示と遺言の執行(SARAへの遺贈)

※NPO 法人カウンセリングオフィスSARAに遺贈寄付を行った場合、ご寄付頂いた金額は税法上の優遇措置が適用され非課税の対象となります。

詳しいご説明や遺言書作成をお手伝いする専門家の紹介を行いますので、ご検討されている方はカウンセリングオフィス SARA 事務局までお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】

NPO 法人 カウンセリングオフィスSARA

〒226-0026 横浜市緑区長津田町 2325-1-201 Tel&Fax: 045-982-7830

E-mail: co-office@sara-ch.com

URL: <https://sara-ch.com/>